

福岡県立武蔵台高等学校生徒心得（令和7年2月1日改訂）

きみたちは、福岡県立武蔵台高等学校の生徒である。高校生活を通して学問を愛し、規律ある生活習慣を確立することによって、創造的、自主的な人間として、自己を実現するとともに、国家・社会の一員としての資質を高める使命を有している。ここに生徒心得を示し、きみたちが誇り高く学校生活を送るための指針とする。

『明るく、楽しく、いきいきと』（本校スローガン）

1 生活についての心得

（1）校内生活 ～明るい校風を樹立しよう～

学校生活は集団生活である。集団の中での自己のあり方を学ぶ場である。決して自己本位の行動があってはならない。相手を敬愛し、礼儀正しく振る舞うことで、円滑な人間関係を結び、お互いに協力して明るい校風を創ろう。

*本校における「いじめ防止」の基本方針について（p. 5 3参照）

（2）校外生活 ～正義に基づいて行動しよう～

社会のルールを遵守し、高校生としての自覚と誇りを持って、正義に基づいて責任ある態度で行動しよう。特に登下校時は交通ルールを遵守し、生命の安全確保を第一に心がけること。また、公共交通機関を利用する場合は、公衆道徳を遵守する。なお、バイク・車・キックスケーターによる通学は禁止とする。

2 服装・頭髪等についての心得 ～端正な身なりを心がけよう～

服装・頭髪はその人柄とともに、学校の品位をも示す。質素、清潔、端正を旨とすること。

- （1）登下校の際は指定の制服を着用する。なお、休日等の部活動は制服、もしくは部活動で許可された服装も可とする。
- （2）制服の下には指定のニットシャツ・ブラウスを着用する。ベスト・セーター・ポロシャツを着用する際は指定のものを上着から出ないように着用する。ズボン（スラックス）を着用するときはベルトを着用する。
- （3）儀式の時は季節に応じた制服を別途指示する。儀式とは、入学式・卒業式・終業式・始業式・創立記念式典等をいう。
- （4）靴下は白・黒・紺色の無地もしくはワンポイント柄とする。長さは、怪我防止の観点からアキレス腱が隠れること。また、女子のタイツは黒、ストッキングはベージュとする。
- （5）通学靴は、白・黒・紺を基調とした運動靴、もしくは黒のローファーとする。上靴・体育館シューズ・グラウンドシューズは指定の靴とする。
- （6）防寒着を使用する際は、安全面から丈の短いものとする。なお、必ず制服の上から着用すること。また、マフラーも必要以上に長いものは禁止する。
- （7）カバン類は参考品、もしくはそれに準じた物を使用する。
- （8）やむを得ず異装をしなければならない時は、担任を通して生徒部に願い出る。
- （9）頭髪は端正で清潔な髪型を旨とする。なお、パーマ・カール、脱色・染色、指定されたピン類以外の髪止めは禁止する。

【男子】

- ① 前髪は自然な状態でおろして目にかからない。
- ② 横の髪はおろして耳にかからない。
- ③ 後髪は後ろの襟にかからない。

【女子】

- ① 前髪は自然な状態でおろして目にかからない。
 - ② 使用するピン・ゴムひもの色は黒・紺・茶とする。
 - ③ 横や後ろの髪の長さはおろした状態で両肩を結んだ線までとする。それより長い場合はゴムひもで結ぶ。
- (10) 化粧、その他の不自然な容姿やピアス、指輪等の装飾品の着用は禁止する。

3. その他の禁止事項

- (1) 学習に関係ないものの校内への持ち込みを禁止する。
- (2) スマートフォン、携帯電話の持ち込みは許可するが校内での使用は禁止する。
ただし、授業や部活動、緊急連絡等、教員の監督のもとで使用することは許可する。
(特別規定を参照)
- (3) 旅行・登山・キャンプ等は保護者の承認を必要とする。保護者もしくは保護者が承認した引率責任者がいない場合は許可しない。なお、受験はこの限りではない。
- (4) 保護者の承諾がない外泊は許可しない。
- (5) 運転免許の取得は原則として禁止する。ただし、就職先からの依頼等により取得を希望する際には、学校長の承諾を得てこれを認める。
- (6) アルバイトは原則として禁止する。家庭の事情等によりやむを得ずアルバイトを希望する場合は、学校長の許可を必要とする。
 - ・期間 休業日を原則とし、休業日以外は授業および行事に支障のない時間に限る。
 - ・時間 休業日は9:00～18:00まで、休業日以外は21:00までとする。
 - ・職業 不健全なサービス業や身体的に危険度の高い作業等は認めない。
- (7) 法規違反はもとより、下記の行為は固く禁ずる。
 - ① SNS上の不適切な書き込み・投稿、写真および動画の撮影・投稿・配信
 - ② 喫煙、飲酒
 - ③ 凶器（ナイフ・カッター等）の所持
 - ④ 暴行、脅迫行為
 - ⑤ 法律上禁止されている薬物（大麻・覚せい剤等）の使用
 - ⑥ 不健全娯楽場への出入り
 - ⑦ 道路交通法違反
 - ⑧ その他高校生としてふさわしくない行為

4. スマートフォン、携帯電話等に関する特別規定

本校ではスマートフォン、携帯電話について、校内での使用を許可していたが、規定違反をする生徒がなくなり、他人を誹謗中傷したり、動画を拡散させたりするなど誤った使用により、いじめや嫌がらせにつながる行為が目立ってきている。これらの行為は他者の名誉・尊厳を大いに傷つけ、犯罪に至る可能性も心配される絶対に許されない行為である。
従って、以下の通り、特別規定を期限付きで設ける。

- (1) スマートフォン、携帯電話：校内での使用、着信音・アラームを鳴らすことなど、および校内設備からの充電
違反した場合は、内容確認後、保護者等に連絡する。当該生徒は反省文を作成し、状況に応じて保護者等同伴の上、注意を行う。反省・改善が見られないなど悪質な場合は、厳しい措置を講ずることもある。なお、考査時間中については、身体に保持している時点で不正行為と見なし、校長による懲戒措置の対象となるので特に注意すること。

(2) SNS上の不適切な書き込み・投稿、写真および動画の撮影・投稿・配信

SNS上の不適切な書き込み・投稿、写真および動画の撮影・投稿・配信は、状況によっては肖像権の侵害や名誉毀損等、法に抵触する重大な犯罪行為となる。現に、訴訟にまで発展した事例も全国的に散見されている。従って、全ての生徒にとって安全・安心な学校生活を保証するためにも、違反した生徒に対しては、校長による懲戒も含めた、よりいっそう厳しい措置を講じる。このような行為は絶対に行わないようにすること。

5. 自転車通学許可について

自転車は身近で便利な乗り物ですが、道路交通法では軽車両と規定されています。同法を無視した運転は違反となり、罰金や罰則も定められています。以下に主な違反と罰則を示します。「並進」など普段ついしてしまいそうな行為も含まれますので、注意をお願いします。学校としましても違反が度重なるようでしたら、自転車通学許可を取り消さざるを得ない場合もありますので、御家庭でも交通マナー遵守を話題にされ御指導をお願いいたします。

昨今、自転車通学生による交通事故が多発しています。自らの過失により他人にケガを負わせた場合は、被害者に対する賠償義務が発生します。福岡県でも「自転車の安全で適正な利用の推進に関する条例」が施行され、自転車を利用する人は「自転車賠償保険」へ加入する事が義務化されています。本校ではPTA賠償責任保険に全員加入していただきますので、その保険で対人・対物賠償はカバーされます。

また、自転車の盗難に関しては、警察より防犯登録と二重ロックを施すように指導を受けています。防犯登録をお願いすると共に、二重ロック実施のためU字ロックやチェーンロック等の購入をお願いします。

令和7年4月より、福岡県立高校の自転車通学生徒は、自転車での通学時に、ヘルメットの着用が許可条件となりました。自転車通学の生徒は必ずヘルメットを着用してください。

自転車の主な交通ルール違反の罰則一覧

違反名	罰則等	適用法条と条文要旨
信号無視	3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金	信号機の表示する信号または警察官等の手信号等に従わなければならない。(第7条)
一時不停止	3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金	道路標識等により一時停止すべきことが指定されているときは、停止線の直前で一時停止しなければならない。(第43条)
無灯火	5万円以下の罰金	夜間、道路を通行するときは、灯火(ライト)をつけなければならない。(第52条)
二人乗り等の禁止	2万円以下の罰金又は科料	都道府県公安委員会が定める乗車制限に反して乗車させ、運転してはならない。(第57条第2項)
車道通行	3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金	歩車道の区別のある道路では、車道を通行しなければならない。(第17条第1項)
左側通行等	3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金	道路の中央から左の部分を通行しなければならない。(第17条第4項)
軽車両の並進の禁止	2万円以下の罰金又は科料	自転車などの軽車両は、他の軽車両と並進してはならない。(第19条)
普通自転車の歩道通行	2万円以下の罰金又は科料	道路標識等により通行することができる歩道を通行するときは、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければならない。また、自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは一時停止しなければならない。(第63条の7第1項)
安全運転義務違反	3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金	車両等の運転者は、当該車両等のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。(第70条)

